

事業種別	海老名市
○起業創業支援 ○助成金	○中小企業事業資金等融資として、「創業等資金」を設け、低利で融資を受けられる制度有。国から認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、相談受付や講座・セミナーを実施。
主管課	商工課
連絡先	046-235-4843
○農林水産業への就労支援	○協定に基づき、市、農業委員会、ＪＡ、農業支援センターが連携して就農者を支援。新規就農者育成総合対策事業についても適宜対応。
主管課	農政課
連絡先	046-235-4844

事業種別	海老名市
○空き家バンク	【全国版空き家・空き地バンク】登録 物件なし
主管課	住宅まちづくり課
連絡先	046-235-9604
○住宅取得補助	○海老名市住宅取得支援事業補助金 1 子育て世帯支援型 市外から転入する子育て世帯、または市内に居住する子育て世帯が、本市の中古住宅を取得する際に、最大50万円を補助。 2 近居・同居支援型 市内に居住する親世帯のもとに、子世帯が新たに中古住宅を取得する際に、最大50万円を補助。
主管課	住宅まちづくり課
連絡先	046-235-9604
○住宅リフォーム補助	○海老名市住宅改修支援事業補助金 10万円以上のリフォーム工事に対し対象工事費の1/5、上限20万円を補助（多世代同居住宅は上限30万円を補助）。
主管課	住宅まちづくり課
連絡先	046-235-9604
○その他独自の取組	○海老名市住宅断熱改修促進事業補助金 外気に接する開閉可能な開口部の断熱改修を2カ所以上実施する場合に補助。 1 省エネ基準相当 2/5、上限20万円 2 ZEH水準相当 4/5、上限50万円
主管課	住宅まちづくり課
連絡先	046-235-9604
ウェブサイト	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/sumai/jutaku/index.html

事業種別	海老名市
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	○教材費支援 小・中学校の教材費無償。 対象者：住民登録、市立小中学校に在籍中の小学生及び中学生。区域外就学児童生徒は対象外。私学も同様だが要申請。
主管課	就学支援課
連絡先	046-235-4921
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	○小中学校安全安心サポート 市内公立小中学校に通う児童・生徒のために、学校管理下における損害賠償保険に加入。保険内容 1 事故、対人対物 1 億円。
主管課	就学支援課
連絡先	046-235-4921
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	○市内公立中学 3 年生入試・就職試験用保険に加入。損害保険対人対物 1 千万円 / 事故、傷害保険：傷害により死亡・後遺障害最高1千万円、障害入院5千円/日、障害通院3千円/日
主管課	就学支援課
連絡先	046-235-4921
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	○学童保育クラブ利用者支援補助金 就学援助制度の認定を受けた世帯を対象に月15,000円を上限に学童保育クラブの保育料を補助。
主管課	学び支援課
連絡先	046-235-4926
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑤	○子ども医療費の助成 0 歳児から満18歳に達した日以後最初の 3 月31日までの保険診療による通院・入院に対して、医療費の自己負担額を助成。
主管課	国保医療課
連絡先	046-235-4823

事業種別	海老名市
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑥	○ひとり親家庭等家賃助成：市内の民間賃貸住宅で賃借料を7,000円以上支払って居住しており、「児童扶養手当証書」または「海老名市ひとり親家庭等の医療証」の交付を受けている方を対象。7,000円/月を助成。
主管課	こども育成課
連絡先	046-235-7878
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑦	○ファミリー・サポート・センター事業 ①ひとり親家庭等の利用支援対象者（児童扶養手当証書又はひとり親医療証をお持ちの方）は利用料金が半額になります。 ②援助会員の活動時間に対する報奨金の支給。 ③両方会員が援助活動を行った時間相当分の「支援チケット（利用料金を支払う際に提出することで半額適用）」を発行。
主管課	子育て相談課
連絡先	046-233-6161
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑧	○子育て支援事業 「子育て・子育て応援事業」として、出生届出時及び乳幼児 集団健診時（4か月児・2歳児・3歳6か月児）に紙オムツなどのお祝い品を贈呈。
主管課	こども育成課
連絡先	046-235-7878

事業種別	海老名市
○その他独自の取組	○PR動画の公開 YouTubeやデジタルサイネージでPR動画を公開
主管課	シティプロモーション課
連絡先	046-235-4574

事業種別	海老名市
○生活支援に係る施策①	○在宅で要介護３以上の寝たきりや認知症の高齢者を対象に、紙おむつ等の介護用品の給付。
主管課	地域包括ケア推進課
連絡先	046-235-4950
○生活支援に係る施策②	○在宅介護者リフレッシュ事業 在宅の寝たきりや認知症等の要介護３・４・５の方及びその方を介護している方に、はり灸マッサージや、食事、温泉宿泊、日帰り入浴、理美容に使用できる助成券を交付。
主管課	地域包括ケア推進課
連絡先	046-235-4950
○生活支援に係る施策③	○高齢者（認知症）あんしん補償事業 徘徊高齢者等海老名市認知症等行方不明SOSネットワーク事前登録者を被保険者として、市が保険者となり損害賠償保険に加入。 被保険者が踏切事故等により他者に負わせた損害を補償。
主管課	地域包括ケア推進課
連絡先	046-235-4950